

# 水戸・新市民会館 事業費返還

# 市民団体の請求棄却

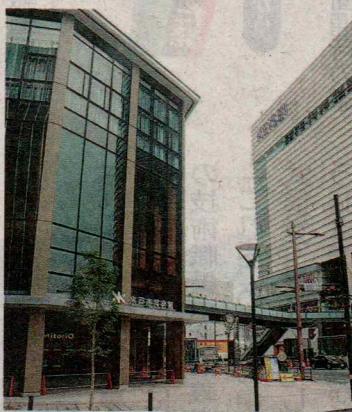
## 地裁判決「市長裁量権乱用ない」

水戸市の新市民会館の建設計画が地方財政法などの定める「最少経費原則」に違反しているとして、市民団体が高橋靖市長に対し、市が再開発組合に支出した事業費を返還させるよう求めた訴訟の判決で、水戸地裁は十五日、請求を棄却した。

判決理由で広沢諭裁判長は、立地決定過程などで、

市が再開発組合への支出を

事業費など計約二百六十一億



円の返還請求を求めるよう訴えの内容を変更した。新市民会館は今年七月一日に開館、十二月には先進七国(G7)内務・安全担当相会合の会場になる予定。

## 原告憤り「行政におもねる判断」

市は旧市民会館が東日本大震災で被災し使用できなくなつたため、二〇一三年十二月に同市泉町一丁目北地区に新施設を建設すると表明。原告側は、はじめに

茨城大名誉教授は判決を受け、報道陣の前で憤りをあらわにした。総額三百六十億円を超える巨額の事業費

の違法性を訴えてきたが認められず、「非常にすさんだな決め方だったにもかかわらず、全く理解されなかつた。行政におもねる判断を

したと言わざるをえない」と非難した。

判決後に原告団と弁護団が開いた記者会見で、谷萩陽一弁護士は「行政のやつてていることを追認する判断になつていて、不当な

ことや、事業費が当初の六十八億円から膨れ上がった

内容が不合理だと主張して

いたのに、内容には踏み込まず、行政が検討さえすれば司法は内容の判断はしないという姿勢になつてい

い」と批判した。

原告団と弁護団は「判決

だ。岩清水理事務局長は

もう完成してしまってい

るので、今後はどう活用で

きるかについての意見を言つていいきたい。交通渋滞の問題など、実際に使い出すさまざまなひずみが出てくる。諦めずに改善の要求を出していく」と語った。

い続ける」との声明を発表した。控訴については、田中氏は「原告団で相談して慎重に検討したい」と述べるとどめた。

原告団の母体となるいる市民団体「新・水戸市民会館計画を白紙にもどし市民の声を反映させる会」も、引き続き活動する考え方

だ。岩清水理事務局長は「もう完成してしまってい

るので、今後はどう活用で

きるかについての意見を言つていいきたい。交通渋滞の問題など、実際に使い出す

力で取り組み、将来にわたってにぎわいのある楽しめ

るもので、その必要性が認められたものと考えている」とのコメントを出した。

市民団体は一九年十二月、予算執行の差止めな

い。事業の違法性と推進

た高橋靖市長の責任を明らかにするため、引き続き闘

## 市長の責任追及へ 今後も活動



水戸地裁前で不当な判決だと訴える原告団

れないと指摘。「市長の裁量権の逸脱や乱用は認められない」とした。

検討が不十分だったとは言えないと指摘。市長の裁量権の逸脱や乱用は認められない」とした。

市は旧市民会館が東日本大震災で被災し使用できなくなつたため、二〇一三年十二月に同市泉町一丁目北地区に新施設を建設すると表明。原告側は、はじめに

茨城大名誉教授は判決を受け、報道陣の前で憤りをあらわにした。総額三百六十億円を超える巨額の事業費

の違法性を訴えてきたが認められず、「非常にすさんだな決め方だったにもかかわらず、全く理解されなかつた。行政におもねる判断を

したと言わざるをえない」と非難した。

判決後に原告団と弁護団が開いた記者会見で、谷萩

陽一弁護士は「行政のやつて

いることを追認する判断

になつていて、不当な

ことや、事業費が当初の六

十八億円から膨れ上がった

内容が不合理だと主張して

いたのに、内容には踏み込まず、行政が検討さえすれば司法は内容の判断はしない

といふ姿勢になつてい

い」と批判した。

原告団と弁護団は「判決